寝屋川北部地下河川事業の 使用の認可に関する処分の手続について

国土交通省都市局都市政策課平成30年6月



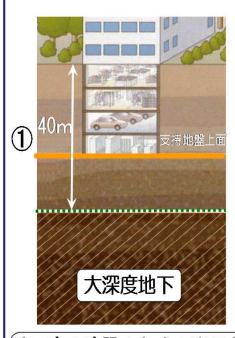
大深度地下使用認可の手続について①



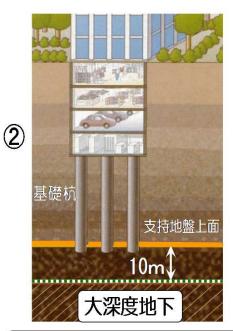
大深度地下の公共的使用に関する特別措置法に基づく使用の認可の効果

大深度地下の公共的使用(河川事業、道路事業、鉄道事業等の公共公益事業)については、使用認可を受けることにより事業者は事前に補償を行うことなく事業を実施することができる。(法第25条等)

大深度地下の範囲(法第2条等)



地下室の建設のための利用が 通常行われない深さ (地下40m以深)

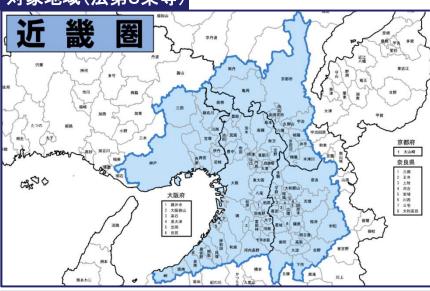


建築物の基礎の設置のための 利用が通常行われない深さ

(支持地盤上面から10m以深)

①または②のうちいずれか深い方の深さの地下

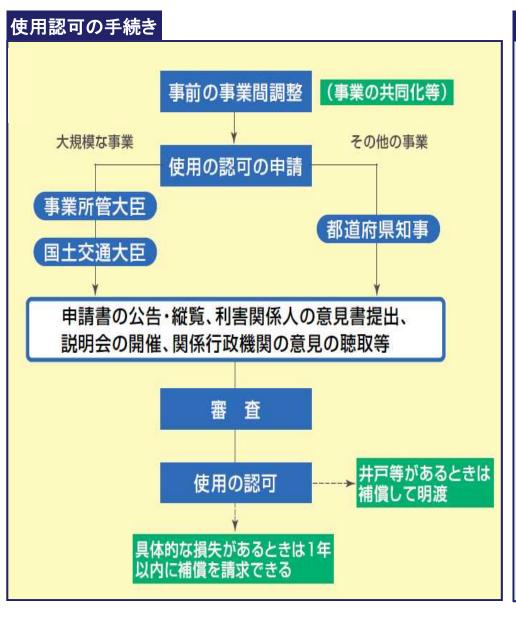
対象地域(法第3条等)



京都府	京都市の一部 (旧京都市) 大山崎町	宇治市 久御山町	亀岡市 井手町	城陽市 精華町	向日市	長岡京市	八幡市	京田辺市	南丹市の一 (阳園部町・八	派 木津川市
大 阪 府	大阪市 枚方市 箕面市 交野市 太子町	堺市 茨木市 柏原市 大阪狭山市 河南町	岸和田市 八尾市 羽曳野市 阪南市 千早赤阪村	豊中市 泉佐野市 門真市 島本町	池田市 富田林市 摂津市 豊能町	吹田市 寝屋川市 高石市 能勢町	泉大津市 河内長野市 藤井寺市 忠岡町	高槻市 万 松原市 東大阪市 熊取町	貝塚市 大東市 泉南市 田尻町	守口市 和泉市 四条畷市 岬町
兵庫県	神戸市	尼崎市	西宮市	芦屋市	伊丹市	宝塚市	川西市	三田市	猪名川町	
奈良県	会員市の一部 第城市 高取町		市 大和君 ^市 大和君 ^{市 市 市} 上 牧 町		E市 橿原市 三郷町 広陵町	万 桜井市 斑鳩町 河合町	五籍五章 市 市 安堵町 吉野町	御所市 川西町 大淀町	生駒市 三宅町 下市町	香芝市 田原本町

※近畿圏整備法の既成市街地又は近郊整備地帯の区域内にある市町村の区域

大深度地下使用認可の手続について ②



使用認可の要件(法第16条)

1号要件: 事業が第四条各号に掲げるものである

こと。

2号要件: 事業が対象地域における大深度地下

で施行されるものであること。

3号要件: 事業の円滑な遂行のため大深度地下

を使用する公益上の必要があるもので

あること。

4号要件: 事業者が当該事業を遂行する十分な

意志と能力を有する者であること。

5号要件: 事業計画が基本方針に適合するもの

であること。

6号要件: 事業により設置する施設又は工作物

が、事業区域に係る土地に通常の建築物が建築されてもその構造に支障がないものとして政令で定める耐力以

上の耐力を有するものであること。

7号要件: 事業の施行に伴い、事業区域にある

井戸その他の物件の移転又は除却が 必要なるときは、その移転又は除却が 困難又は不適当でないと認められるこ

یے

寝屋川北部地下河川事業の使用認可に関する処分の手続について 🔮 国土交通省



関係行政機関の意見の聴取(法第18条)

- ①国土交通大臣は、使用の認可に関する処分を行おうとする場合において、関係のある行政機関の意見書の添付がなかったとき その他必要があると認めるときは、原則として関係のある行政機関の意見を求めなければならない。
- ②関係のある行政機関は、使用の認可に関する処分について、国土交通大臣に対して意見を述べることができる。

例:安全の確保、環境の保全、文化財の保存 等

※大深度地下使用協議会における協議(法第7条)を通じて実施

